

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 5 6 号

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和 4 4 年新潟市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 1 条」を「第 3 2 条」に、「第 3 2 条・第 3 3 条」を「第 3 3 条・第 3 4 条」に改める。

第 2 4 条中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 5 条」に改める。

第 3 3 条を第 3 4 条とし、第 3 2 条を第 3 3 条とする。

第 5 章中第 3 1 条の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第 3 2 条 条例第 2 1 条の 4 第 1 項の届書は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。